

武豊町公告第56号

自動販売機の設置に係る行政財産の貸付けについて、次のとおり制限付一般競争入札を実施する。

令和8年8月17日

武豊町長 鳥羽 悠史

1 入札に付する事項

- (1) 貸付物件名 自動販売機設置に係る行政財産の貸付け
- (2) 設置場所 武豊中央公園
- (3) 貸付条件等 別紙仕様書のとおり
- (4) 貸付期間 令和8年10月1日から令和13年9月30日まで（更新なし）

2 入札参加資格

- (1) 次の要件をすべて満たす法人又は個人に限り参加することができます。
 - ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
 - イ 入札の公告の日から落札決定までの期間において、武豊町指名停止等取扱要領に基づく指名停止又は指名見合せを受けていない者であること。
 - ウ 法人にあつては武豊町内に本店、支店、営業所又は事務所を有し、個人にあつては、武豊町内で事業を営んでいること。
 - エ 入札の公告の日から落札決定までの期間において、「武豊町が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成24年2月14日付け武豊町・武豊町教育委員会・愛知県半田警察署締結）に基づく排除措置を受けていないこと。
 - オ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。
 - カ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。
 - キ 国税、県税及び町（市、村）税を滞納していないこと。
- (2) 次に該当する者は入札に参加することはできません。

- ア 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者。
- イ 入札において、その公平な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正な利益を得るために談合した者。
- ウ 落札者が契約を締結すること、又は契約者が契約を履行することを妨げた者。
- エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者。
- オ 正当な理由が無く契約を履行しなかった者。
- カ アからオまでの一に該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者。

3 契約条項を示す場所及び期間

- (1) 場 所 武豊町役場建設部都市計画課 （本庁舎3階）
- (2) 期 間 令和8年8月17日(月)から令和8年9月2日（水）まで
（土曜日、日曜日、祝日及び閉庁日を除く午前9時から午後4時まで）

4 入札参加申込及び入札参加資格確認申請の受付期間及び場所

- (1) 受付期間
令和8年8月17日（月）から令和8年9月2日（水）まで
（土曜日、日曜日、祝日及び閉庁日を除く午前9時から午後4時まで）
- (2) 受付場所
武豊町役場建設部都市計画課 （本庁舎3階）
- (3) 提出書類
 - ア 制限付一般競争入札参加申込書（貸付け契約用）（要領様式第1号）
 - イ 制限付一般競争入札参加資格確認申請書（貸付け契約用）（要領様式第6号）
 - ウ 誓約書（要領様式第7号）
 - エ 証明書類（発行日から3か月以内のもの、写し可）
 - ① 法人：履歴事項全部証明書又は登記簿謄本（法務局で発行）
 - ② 個人：身元（分）証明書（本籍地の市町村で発行）
 - オ 国税、県税及び町（市、村）税の未納がないことの証明書（発行日から3か月以内のもの、写し可）
 - ◆ 国税について（所管税務署で発行）
 - ① 法人：法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書（その3の3）
 - ② 個人：申告所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税の納税証明書（その3の2）

◆県税について（愛知県の県税事務所で発行）

- ①法人：法人県民税、法人事業税・地方法人特別税及び自動車税の納税証明書（未納の税額のないこと用）
- ②個人：個人事業税及び自動車税の納税証明書（未納の税額のないこと用）

◆町（市、村）税について（各市町村の納税証明書発行窓口で発行）

- ①法人：未納のないことの証明
- ②個人：未納のないことの証明

※武豊町税の場合は、役場収納課において納税確認することに同意し、制限付一般競争入札参加資格確認申請書（貸付け契約用）の同意欄に記名、なつ印した場合は、添付を省略することができます。

5 入札参加資格の確認

提出された書類の審査を行い、必要な資格を満たしているか確認します。この審査により、入札参加資格を有していないと認められた者は、入札に参加できません。

6 仕様書の閲覧期間及び場所

(1) 閲覧期間

令和8年8月17日（月）から令和8年9月2日（水）まで
（土曜日、日曜日、祝日及び閉庁日を除く午前9時から午後4時まで）

(2) 閲覧場所 武豊町役場建設部都市計画課（本庁舎3階）

7 仕様書の配布期間、場所及び方法

(1) 配布期間

令和8年8月17日（月）から令和8年9月2日（水）まで
（土曜日、日曜日、祝日及び閉庁日を除く午前9時から午後4時まで）

(2) 配布場所 武豊町役場建設部都市計画課（本庁舎3階）

(3) 配布方法

武豊町役場建設部都市計画課で仕様書を配布するほか、武豊町ホームページよりダウンロードできます。

8 仕様書に関する質問及び回答

(1) 提出方法

仕様書等に関する質問がある場合は、質問書（要領様式第2号）を持参、電子メール又はファクシミリで提出してください。

(2) 提出期限 令和8年9月2日（水）午後4時まで

(3) 回答方法

(2)の期限までに受理した質問に対する回答については、回答書（要領様式第3号）により質問者に持参、電子メール又はファクシミリにて個別で回答します。また、その他の入札参加申込者には、武豊町ホームページで公開します。

(4) 提出先

武豊町役場建設部都市計画課 宛

ファクシミリ 0569-73-0001

メールアドレス toshi@town.taketoyo.lg.jp

9 入札及び開札の日時並びに場所

(1) 入札及び開札の日時

令和8年9月4日（金）13時30分

(2) 入札及び開札場所

武豊町役場本庁舎1階（第6会議室）

10 入札保証金について

免除とします。

11 入札金額について

(1) 入札金額は、1(4)の貸付期間中の貸付料の総額（5年間分）を記入してください。ただし、光熱費は別途徴収するため、入札金額から除いてください。

(2) 落札の決定に当たっては、見積書に記載された金額に消費税相当額を加算した金額をもって契約価格とします。入札参加者は見積もった契約希望金額に消費税相当額を除いた金額を入札書に記載してください。

12 入札書について

(1) 入札参加者は、指定の入札書（貸付け契約用）（要領様式第4号）に必要とする事項を記載のうえ、記名押印し、入札用封筒に入れ封緘してください。

封筒の表には貸付物件名、設置場所、貸付期間を記入し、裏には住所及び氏名（法人にあっては、所在地、名称、及び代表者名）を記入押印のうえ、9に示す日時及び場所へ持参してください。

(記入例)

(表)

武豊町長 殿	
貸付物件名	<u>自動販売機設置に係る行政財産の貸付け</u>
設置場所	<u>武豊中央公園</u>
貸付期間	<u>令和8年10月1日～令和13年9月30日</u>

(裏)

	印 入札者 住所 氏名 (名称及び代表者氏名) 印	印
--	--	---

- (2) 入札書に使用する印鑑は、契約の締結等に使用する代表者の印鑑としてください。
- (3) 郵便、電報、電送その他の方法による入札は認めません。
- (4) 代理人が入札書を持参する場合は、入札前に委任状を持参してください。

1.3 入札の無効

次の各号に該当する入札は無効となります。

- (1) 制限付一般競争入札参加申込書(貸付け契約用)等の提出書類を提出していない者のした入札
- (2) 入札参加者の資格を有しない者のした入札
- (3) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (4) 所定の日時までに所定の場所に持参しない入札
- (5) 入札に際して談合等による不正行為があった者の入札
- (6) 談合情報の内容と同様の内容の結果となった入札
- (7) 同一事項の入札に対し、2以上の意思表示をした入札
- (8) 他人の代理を兼ね、又は2以上の代理をした者の入札

- (9) 記名及び押印のない入札
- (10) 入札書の記載事項が確認できない入札
- (11) 入札書の金額の表示を改ざんし、又は訂正した入札

1 4 開札

- (1) 開札は9で指定する日時及び場所で、入札の終了後直ちに行います。
- (2) 開札は入札参加者又はその代理人を立ち合わせて行います。入札参加者が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない町職員を立ち合わせて行います。

1 5 落札者の決定

- (1) 最低貸付料以上で入札した者のうち、最高価格で入札した者を落札者とします。入札の結果、最低貸付料に達しない場合は、3回まで入札を実施します。
- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、直ちに当該入札参加者にくじを引かせて落札者を決定します。この場合において、当該入札者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代わって当該入札事務に関係のない町職員がくじを引くものとします。

1 6 入札結果等の公表

入札の結果については、速やかに入札執行調書（貸付け契約用）（要領様式第9号）を閲覧により公表します。公表場所は、都市計画課窓口及び武豊町ホームページとします。

1 7 契約の締結

- (1) 「武豊町自動販売機の設置に係る行政財産の貸付けに関する要綱」様式第3号の例により、契約書を作成するものとします。
- (2) 契約の締結及び履行に関する費用については、すべて落札者の負担とします。